

令和4年度第2回
杉並区いじめ問題対策委員会会議録
令和4年12月27日（火）

杉並区教育委員会

いじめ問題対策委員会会議録

日 時 令和4年12月27日（火）午後2時00分～午後4時28分

場 所 教育委員会室

出席委員会 長大竹 智 委 員 吉岡 睦子

委 員 菅原 誠 委 員 石川 悦子

委 員 牧野 晶哲

事務局職 事務局次長 齊藤 俊朗 教育政策担当部長 大島 晃

庶務課長 村野 貴弘 済美教育センター
所 長 佐藤 正明

済美教育センター
統括指導主事 加藤 則之 教育相談担当
課長 保土澤 尚教

庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

済美教育センター
指導主事 都木 求枝 済美教育センター
指導主事 松田 朋

傍聴者数 0名

会議の議題

- ・ 令和4年度におけるいじめ防止等の対策の取組状況について
- ・ いじめの早期発見・未然防止のための各学校での取組について
- ・ 個別事案について
- ・ その他

目次

| | |
|--|----|
| 令和4年度におけるいじめ防止等の対策の取組状況について | 4 |
| いじめの早期発見・未然防止のための各学校での取組について | 13 |
| 個別事案について | 20 |
| その他 | 20 |

大竹会長 皆さん、こんにちは。

それでは定刻になりましたので、令和4年度第2回杉並区いじめ問題対策委員会を開会いたします。委員の皆様におかれましては年末のお忙しい時期にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、本日の議事に入りますが、次第4の「個別事案について」は児童生徒等の個人情報を含む内容となっておりますので、杉並区いじめ問題対策委員会運営要綱第3条第2項の規定により会議を非公開としたいと思います。異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

それでは異議がございませんでしたので、次第4の審議については会議を非公開といたします。

次第の順に進めさせていただきます。

次第2「令和4年度におけるいじめ防止等の対策の取組状況について」、事務局から説明をお願いしたいと思います。

済美教育センター指導主事(都木) 済美教育センター指導主事、都木と申します。

よろしくお願ひいたします。

私からは、令和4年度第2回「ふれあいいじめ防止強化月間及び実施後の調査について」ご報告させていただきます。

まず、本調査についてです。

東京都では、6月と11月の年2回の「ふれあいいじめ防止強化月間」として、児童生徒のいじめや不登校、暴力などの問題行動について未然に防止し、子どもたちの健全育成を目指して本取組を行っております。

杉並区では都の調査に加え、2月に同様の調査を行い、年間3回以上のいじめ調査を実施しております。

お配りしました資料1は、東京都教育委員会によるふれあい月間における調査をまとめたデータとなります。

なお、東京都には小学校と中学校を一つにまとめたデータとして報告しておりますが、本日は小学校と中学校を分けてお渡ししております。

また、こちらと合わせて不登校対策の取組についても都へは報告しております。

では、本区の結果をご説明いたします。

こちらは6月に実施した調査と11月の調査が比較できるシートとなっております。

今回11月に実施しました調査では、本区としての取組状況は概ね良いと言えますが、課題として小学校・中学校ともに保護者への学校いじめ防止基本方針の周知が小学校で58%、中学校も同様の低い数値となっております。

続いて右下に記載されております「認知したいじめの件数」についてです。

いじめの認知件数は、小・中学校ともに増加しています。

令和3年度は小学校1,496件に対し、今年度は2,430件、中学校が令和3年度で110件に対し、今年度は231件となっております。

各学校において、いじめの認知に関わる感度を一層高めることを徹底してきておりますが、この高い感度を今後も継続していきたいと考えております。

いじめの解消率としては、昨年度よりは減少しているものの、ほぼ同等の割合となっております。

また今年度、いじめ認知ゼロの学校は小学校1校、中学校3校となっております。昨年度と比べ対象となる学校は変わっておりますが、数としては大きな変化はございません。

最後に11月30日までに認知したいじめの件数のうち、小学校240校、中学校17校が未だ対応中となっております。

各学校で改善が図れるよう情報を共有し、連携を図っていきたく思います。

また、今後も研修等で本調査を活用し、各学校の早期からの組織的な対応、関係機関等との連携にも徹底を図ってまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

大竹会長 はい、ありがとうございました。

それでは皆様からご質問・ご意見等があれば、挙手をお願いしたいと思います。

委員の皆様、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

牧野委員 牧野です。ご報告ありがとうございました。

私の方から大きく2つご質問させてください。

1点目ですが、認知したいじめの件数についてです。こちらですがふれあい月間のアンケート調査はどのぐらいで、教員の発見であったり、本人からの申告であったり、専門スタッフとかからの報告であったりと言われるものの割合みたいなものってどのような調査になっているのかを教えてくださいなというのが1点目。

2点目ですが、いじめの認知した件数のカウントする段階ですかね。例えばアンケートだったならば、いじめに該当するような結果が残っている段階でも、全て明らかにしていくものなのか。アンケートから出てきたものを調査してみて、やっぱりなかったねというところを確認して件数に挙げているのかというのを少し確認させてください。

理由としましては、他区のいじめ対策の会議に出た時に、各学校ごとの数値があったんですけども、各学校ごとですね。全部出たんですけども0件の学校もあれば、約190件という学校もあって、何なんだこれほど、要するに学校ごとにアンケート、いじめの認知件数を挙げてくる数値の基準がばらばらになっているってことがあったので、杉並区ではどうなのかなと思いからの質問になります。

よろしく願いいたします。

統括指導主事（加藤） 今いただきました2点のご質問、1点目は申し訳ございません、今、その割合について確認できるものがございませんので、そちらは今すぐにお答えすることは難しいです。

2点目のどのタイミングでこの件数の数値となってこちらに出ているかについては、やはり出てきた段階で、それぞれのいじめについて、担当の方で聞き取りを行って、こうした形に数値として出していますので、単にいじめとしてアンケートで記載のあっただけではなく、それはきちんと当該の児童生徒に確認をしたもの、それを挙げてもらっています。ただ今お話があったように、どうしてもばらつきの部分ですね。今回も小学校1校、中学校3校でやはり0件。4月から11月末まで0件。そうした結果が出てきているので、果たしてそれで問題ないのかどうか。きちんとそこを確認しているのかどうか、それは出てきた段階では、学校にもこちらから連絡をして本当にゼロですね。アンケートを教員が見取ったもの、そういうものについてもゼロというのを確認した上で、こうした形でお出ししております。

牧野委員 もしできれば、前回もお話しさせていただいたんですが、学校ごとの数値であったりというのも出していただけると、より分かりやすいのかなというふうに思ったり、学校ごとのばらつきがあるんだったら、今年度、教育委員会では改めて調査集計をする時にどのようなところに基準を置くべきかという説明なども必要なのかなと思ったので、その辺を是非教えていただけるよう、データ等まとめていただけるとありがたいなと思います。

よろしく願いいたします。

大竹会長 あと1点確認なんですが、先ほど1番目の割合は今すぐ数値は出ないけれども、今言ったように本人からの申告だったのか、アンケートなのか、それは区分として取ってはいるんですか。

統括指導主事（加藤） どういったいじめかというのを確認しておりますが、データ化できているかどうかというのは申し訳ありません。確認をさせていただきます。

石川委員 お世話になっております。一つ質問させてください。

この5番目の「保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る」という項目の中の先ほどご案内のありました58%にとどまっているという項目がありました。

6月時点では10%で、11月になると58%ということで、少しこの5か月ほどで進んだんだと思うんですけども、この項目内容を見ますと、全教職員が保護者等に対して学校いじめ防止基本方針の概要を説明することができるようにしているというところが、そういう結果な訳ですよ。これはやはりいじめは教員が見つかることも多いですけど、保護者が子どもから訴えられて、学校に申し出るということもあるわけで、この内容なんですけど、つまり全教職員がまだ学校のその基本方針を理解できていないということなのか、理解はできているんだけども、保護者等への説明があまり進んでいないということなのか。その2つのことが入っているような気がするんですね。少し教えていただけますでしょうか、お願いします。その実態について。

統括指導主事（都木） こちらの質問項目になりますと、教員は⑤ですね。

「学校のいじめ防止基本方針」の内容については理解しているけれども、そういった保護者への周知をする機会等の活用が十分にできていないというふうにこちらの調査からは読み取れます。

石川委員 そうなんですね、ありがとうございます。

これでも何て言うか、一人ひとりの先生の努力というのものもあるでしょうが、学校が組織的に何か保護者にきちんと伝えるような手段をとっていけば、たぶん結構ある程度できるかなというところもありますよね。

ですから、確かにこういう各学校の基本方針を保護者がどう理解し、また先生方と早めに対応するかってすごく大事なことだと思いますので、ここが十分進んでいくことが大切なので、ここは少し意識して進めていただけるといいなと思いました。

ありがとうございます。以上です。

大竹会長 はい、お願いいたします。

菅原委員 すごく基本的なことで知らないのので教えていただきたいんですけども、実施校率何%ってあるじゃないですか。これは各学校の校長さんの主観なんですか。それとも教育委員会の方で調査して決めたものなのか。

あと重点課題設定校数というのは、各学校の手挙げなんですか。それとも「やるよ」という形で設定している。要するにゼロという項目もあれば、この先ほどから話題になっている⑮のところは小学校なんかでは23校が設定されているのに実施率58%に留まっていたりとか、書いてあるものを全部実施するのってそう難しいことのようにも読めなくて、ある意味100で当たり前だろうというふうに見えなくもないんですよ。逆にいうと、あえて実施できない事情。例えば「学校いじめ防止基本方針」を保護者に説明することで、何か逆に言うと問題があるのではないのかという学校があるならば、逆に何が問題で、その説明ができないのか。例えばですよ、中学校でも低い数字のところは何をもってしてできないのかということが分からないと、この見える化は大変素晴らしいことだと思うんですが、全然議論の内容が深まらないので、何をもってしてできない事情があるのかというのは、もう少し細かく示していただけると、少し議論の内容も変わるのではないかと思って、ちょっとお話しさせていただきました。

統括指導主事（都木） はい、その辺については各学校からの情報を集めながら、今後の改善として進めていきたいと思います。

統括指導主事（加藤） 今お話しいただきました実施校率の部分、あわせて重点課題設定校数、こちらは基本的には手挙げです。

例えば、いじめの定義の部分、本当に分からないと出してきた学校については、本当に知らないんですかというの、やはり担当と管理職との間でやりとりをしています。

ただ、これもやはり先ほどのお話にあったように、それぞれの管理職の捉え方というのもまちまちです。やはり違いが出てきますので、そういったところを前回8月に、この1回目の委員会に議題として出して、8月の校長会でいじめへの対応というのを校長にこちらから説明をしました。

あわせて、その後、2学期に副校長会での研修、そして生活指導主任研修会での研修、そういう取組を実施し、2学期に向けてそれぞれの学校の対応というのを改善するように伝えてきたところはあるのですが、ただどうしてもそのばらつきというのが出てきてしまっているのを感じています。

吉岡委員 よろしくをお願いします。

先ほどから説明を伺っているこの資料の見方、特にこの⑮のところ、私もちよっとまだ理解できないところがあるんですけども、この項目自体の立て方を見ますと、全教職員が保護者等に対してその基本方針の内容を説明することができるようにしているということは、⑤の「全教職員が基本方針を理解している」ということと、どの程度違うのかというのが、いま一つよく分からなくて、今回だと⑮の趣旨からすると、学校の中で、保護者等に対して保護者会等になるのかどうか分かりませんが、この基本方針について何らかの説明の機会を持ってもらえるという趣旨かなと最初思ったんですが、必ずしも文書を見るとそうでもないようなので、この辺のところをどういうふうに理解したらいいのかということと、ここだけがあのグラフで見ると突出して、まだ取組が進んでないように見えるんですけども、その原因については区の方ではどのように考えておられるのか。

その2点についてお伺いできたらと思います。

統括指導主事（加藤）

まず先ほど指導主事からもお話させていただきました⑤の「全教職員が理解している」ここはその数字の左側に「教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む」。ですから、学校で組織的に対応していくために、各学校の「いじめ防止基本方針」を教職員が理解しているかどうか

か、ここに重点を置いた問いというふうに捉えています。

一方、⑮の方は、「保護者の理解と協力を得ていじめの解決を図る」。

ですから、各学校ホームページには学校いじめ防止基本方針をアップロードしておりますが、それだけではなく、やはり年度当初の保護者会ですとか、もしくは年度当初にその時間が取れなければ、学校便りですとか、また2学期の保護者会ですとか、そういったところできちんと伝えること。それがどの教員も伝えられるかどうか。そういったところを⑮については、確認しよう、そういったことをしているのではないかというふうに捉えております。

吉岡委員 ありがとうございます。

2点目の⑮の取組が進まない原因について、区の方ではどういうふうに考えていらっしゃるかという点についてはいかがでしょうか。

統括指導主事（加藤） ここができていないと回答してきた学校、何校かに聞いたところ、やはり校長なり、生活指導担当者についてはきちんと把握して、当然それは保護者に説明できる。ただ、全教職員となった時に、どうしてもここをできるとして回答をすることは現状できない。そういった回答が多かったです。ですから、そこはやはり校長として、管理職として、きちんと全教職員が説明できるようなそういう研修なり、そういった機会を作らなければならないというそういう指導を各学校にはしています。

石川委員 別のことなんですけれども、このいじめの解消とか、対応中の件数で小学校と中学校のケースを教えてくださいなんですが、この表の見方は、すなわち例えば小学校で見ると、令和4年4月1日から6月30日まで934件で、その次の1,496人、累積された数ということですよ。そしてその中の解消した件数っていうのが1,256ということですよ。そうすると結構長いスパンの中で解消して、まだ更に今11月30日の時点で240件が対応中であるということですよ。ですからこの240件の中には、4月からずっと続いているケースもあるかもしれないですよ。

やはり4月から11月までというと、結構長いと思うんですね。それらがどのぐらいで解消しているものが多いとか、やっぱり長期化している傾向があるんだとか、その辺というのはデータがあるんでしょうか。

統括指導主事（加藤） 申し訳ありません。

データまで整えられておりません。

これも学校からの聞き取りを行ったところ、各学校ではやはり軽々しく解消としないということで今進めていますので、そういう意味で子どもたち同士の接触といいますか、そういったやりとりが見えない場合、それまでは友人として楽しく関係性を持って過ごしていた中、ある程度距離を取ってという場合に、果たしてそれが解消と言えるのかどうか。それは学校の方でもよくよく見て判断しなければというのを考えているようです。

また、いじめには本人同士は当然そうですけれど、また保護者同士の関係性、そういったものも関わってくるものがございますので、そういうものはまだ解消したとは言い切れない、そういった話はしておりますたですね。

石川委員 はい、ありがとうございます。

ですから、単純には言えないんですが、本当に各学校で複数のいじめの案件を抱えて、かなり長い期間ご苦労されているということの現実ですよね。

はい、ありがとうございます。

以上です。

大竹会長 ありがとうございます。

今後のことかというと、例えば4月で問題があって、解消がなければ、そういうようなことで出てくると、長く未解決になっているものが何件もあるねと見えてきますね。

よろしいですか。

私の感想なんですけど、今やりとりを聞いていて、例えば先ほどの⑮のところでも概要を説明することはできるということで、この解釈も手挙げ方式で、学校の校長先生の判断がブレる部分が相当あるんだろうなということ。あるところでは例えば全教職員と書いてある方が達してないとか、何かこれをチェックする何か基準みたいなものがあって、それを元に各校長先生がつけられると、その校長先生の判断でぶれているような、こっちはできてないというけど、こっちの学校ではできているなど、同じ事象であっても、カウントされているのかなというように感想として思いました。

統括指導主事（加藤） ありがとうございます。

先ほどの牧野委員からいただきました、やはり他の自治体でもばらつきの部分というのは、やはり幾つかの自治体の指導主事や統括指導主事とやりとりをした時には課題としてどこも感じている部分があります。そこをどうそれぞれの学校に、校長会でこの項目の中身を具体的に説明するような時間はなかなか取るのは難しいかなと思っています。学校によっていろいろなスタンスがありまして、管理職が集計ですとか、そういう実務的な事務的な作業を行う学校もあれば、生活指導主任の教員にその作業を任せているような、そういった学校もやはり中にはあります。いろいろな進め方が各学校であるので、ただだからといってこのまま同じようにやっていると、学校の捉えもバラバラで、やはり出てくる数字も本当に問題ないのというふうにご指摘いただくような部分かと思いません。次年度どういった形で行うにせよ、きちんと学校がそれぞれの項目について内容を捉えて回答できるようなそういった形で進めて参りたいと思います。

牧野委員 これについて、ぜひ6月の調査が始まる前の5月には説明会を開いていかないと、6月にふれあい月間の調査が入り、その後に学校のいじめ対策委員会が開かれ、その中で確認作業が始まっていくはずだと思うので、少なくとも5月にはやらないと間に合わないかなと思います。できるならば本当は、年度当初の4月にいじめ対策委員会が開かれ、いじめの予防対策とかを各教員に説明するとか、方針を定めるとかいう作業があるので、本来だったら4月なんだろうなっていうのは思うんですけども、少なくとも調査が始まる5月にはやらないと、またばらつきが出た数字が出てきてしまう。だから数字だけをこっちの方で見ているあまり生産性がないとか、なのでもう少し精度を高めていくようなことをしていただけると、ありがたいなというふうに思います。

統括指導主事（加藤） 分かりました。ありがとうございます。

大竹会長 それでは、この件についてはよろしいでしょうか。

石川委員 今の牧野委員の意見と重なるんですけども、私も特に中学校の方を見ると、この④の「『学校いじめ対策委員会』の職務内容や構成メンバーについて全教職員が理解している」というのは、意外と低いんじゃないかな。

私、スクールカウンセラーなどでやっているから分かるんですけども、やっぱり学校の中ではまだそのいじめ対策委員会、今年はどんなメ

ンバーを、どういう方針でやるのかというのか、というのが何となくスロースタートになることがあると思うんですね。それがスロースタートになると、周知とかっていう点でも、やはり6月、7月になる。

でも6月、7月ぐらいには、もういじめの問題が起きてきて、夏休み明けに子どもの不登校が始まるなど、どうしてもそういうふうになりがちなんですよね。ですから牧野委員がおっしゃるように、なるべくこれを4月から早めにスタートさせて、もちろんメンバーはもう分かっている、そして対策というか方針も立っているっていうのがやっぱりいいんじゃないかなと思います。

以上です。

統括指導主事（加藤） ありがとうございます。

このふれあい月間の調査を毎年行っていて、やはり今お話があったように、4月ないし5月にきちんとこちらから動いて、学校に伝達して、もう6月の調査から100に近い数字を目指せるよう、こちらとしても動いていなかった部分もありますので、まず年度当初にどんなことを、どういった形で学校にできるのかというのを年度内にきちんと教育委員会内でも協議しまして、年度スタートの時点で学校にも伝えていきたいと思っています。

大竹会長 よろしくお願ひします。

それではこの件については終了とさせていただきます。

続きまして、資料3「いじめの早期発見・未然防止のための各学校での取組について」です。

事務局から説明をお願いします。

指導主事（都木）

資料2に基づいて、「いじめの早期発見・未然防止のための各学校での取組について」ご報告いたします。

子どもたちが主体となった活動というのを主に今回取り上げさせていただきましたので、中学校の取組事例がそちらに記載されております。

まず【取組1】です。「二者面談で生徒の話を聞く機会を設ける」ということで、こちらは1つここには挙げておりますが、区内の多くの中学校で実施されております。

1点目が杉並区立東田中学校の事例です。

「なんでも相談」ということで、各学期に1度、担任以外も含め生徒が

話したい先生を選び、学校生活に関わることや、どんなことでも生徒が話せる、先生に話せる機会というのを設けております。通常中学校では、三者面談として保護者が入る面談というのを、これまで行っていました。それはそのまま維持しながらも、それとは別に、この二者面談も更に行われているということです。

生徒が、どんなことを話したいか。それから、どのような先生を選ぶといえますか、各学級とか他の生徒に分からないように封筒に入れて提出する。それもある一定の期間で出せるように幅を持たせているとのことでした。

この面談の時間は授業をカットするというのではなく、スケジュールを各学年の担当が組み、昼休みや放課後の時間を活用して実施することです。

(2)の方は、他の学校になりますが、同様のこういった二者面談を今回のふれあい調査とともに生徒の方に、調査用紙に欄を設け、そこに記入ができるようにということにしています。

こちらの学校の場合は、教員だけでなく、スクールカウンセラーもその対象としているということで、放課後等活用して相談できるようにしているとのことでしたので、こちらの二者面談で話を聞く機会というのは、それぞれの学校で様々な工夫をして行っているということをごらんでも把握しております。

【取組2】ですが、こちらは「生徒が主体となって情報共有をし、問題の解決を図れるように考える機会を設ける」としまして、杉並区立中瀬中学校の事例をご紹介します。

こちら中央委員会での取組となりまして、各クラスの代表、それから委員会の委員長等が集まる中央委員会の開催時に、生徒会のメンバー、それから学級委員等で各学級の様子を報告し合い、情報共有し、その課題について、どのように対処するかを考える時間を多く設けるといふところに工夫があるかと思えます。

例えば、タブレットパソコン等で何か相手が傷つくような言葉を送り合ったりしてしまう場合、通常学校ですと教員の方がそこはダメですよってことで、一斉に生徒の方に指導するようなことが多いですけども、中瀬中学校の方ではそれを生徒会の方で話し合い、どうやったら自分達でそれを止めることができるのかとか、どんなふうに伝えたら、各学級

での様子が改善されていくのか、そういったことを全体で当事者としての意識を持ちながら考えていくといった取組になっているそうです。

またこの方法としても、学年同士で話し合うというのではなく、例えば中学1年生と3年生のあるクラスとか、ある委員さんがペアになって話したりすることで、異学年で考えたり話し合ったりすることで、様々な意見が出てきて、すごく生徒が主体となっていく活動に繋がっているという話を伺いましたので、ご紹介いたします。

【取組3】です。こちらは生徒というより教員の組織的対応に生かすような取組になっております。

1点目が杉並区立井草中学校における「東京都の『自尊感情調査』を活用した調査分析」になります。

実施は年に一度ですが、全学年で行いますので、中一の生徒は中一、中二、中三と3年間この調査を受けることになります。

内容は、26項目の質問のうち、その例ですが、「私は今の自分に満足している」「人の意見を素直に聞くことができる」等の項目について生徒が答えます。

こちらは、生徒がタブレットパソコンを活用し、Microsoft Formsで回答いたします。

自動集計されたデータを学年単位別に総括的にグラフ化して分析します。また更にそこから各学級別にグラフ化し、各個人というふうにグラフ化したものを生徒へのフィードバックをいたします。

最終的に学校としては、一つの報告書として、現在の生徒の様子を教員も把握できるようにしています。

生徒のそういった自尊感情というのを教員が把握することで、言葉がけなど、そういったところも気を付けるように、学校全体で取り組んでいくことになります。

それから、2点目としては、「杉並区の『学びの構造転換』を踏まえた授業づくり」ということです。

普段の授業そのものを子どもたちが主体となるように行い、また異なる考えに触れる機会を設けることで、他者から認められる場面を授業の中で作っていき、生徒の心の成長を支えていくように学校全体で取り組んでいるということで、こちらは管理職の先生からの取組のご報告として共有をさせていただきます。

以上となります。

大竹会長 ありがとうございます。

それでは委員の皆様からご質問。ご意見等があればお願いしたいと思
います。

いかがでしょうか。

大竹会長 基本的なところで、今回【取組1・2・3】と出ているんです
けども、これは何を思ってこの取組を出してこられたんですか。

指導主事（都木） こちらの方は、生活指導主任の先生から伺った情報な
どを元に、そこから私の方がヒアリングをさせていただきました。

大竹会長 各学校では、こういったことで取り組まれている事例等を報告
していただいたものを事務局の方でこの3つの【取組1・2・3】とい
うことで、代表的なものを資料として出したということですね。

はい、ありがとうございます。

牧野委員 やっていること、できていることについては特に異論はないで
すし、是非そういうので進めていただいて、色々な角度からいじめの予
防というものに努めていただけるといいなと思ってはおります。ただ今
回多分いいだろうと思って挙げてくださっているのが3本あると思う
んですけど、逆に上がってきてないが、話題にしていたみたいなところ
があって、そちらの方が闇は深いというか、形骸化しているケースがほ
とんど多いんじゃないかな。大体いじめの予防と言われるものも、声高
に叫ばれるんだけど、事件がないとやっぱり形骸化してしまうという
のが一番大きな問題で、毎年やることが目的になってしまう。だから子
どもたちがどのように感じて、何が変わっているのかということまで
しっかり見られていないのかなというふうに思っています。改めて
そこら辺について何か事務局の把握したことであったりとか、何か分か
っていることなどありましたら、教えていただくとありがたいです。

指導主事（都木） 今ご指摘があったように、具体的な取組を意識して、
目的としてされてないという学校もありました。

ただ、独自の取組ではないにしても、道徳ですとか、そういった教科
の中で生徒に考えさせる時間を設けているということも言うておりました
ので、やはりこちらから投げかけ、意図的にこういったことを考えて、
ここで何ができるかというのを今後も生活指導主任等を通じて投げかけ
ていかななくてはならないなというふうに思っております。

統括指導主事（加藤） やはりこちらで、こんな特別な取組をしていると分かっただけで終わってしまっただけでは、やはり何もならないなと感じてしまして、やはりこう平場と言いますか、自由に意見が出せる場で生活指導主任から意見をもらった、であればこちらでこういう取組もあるよというのを、やはりそれぞれの学校に伝えていって、うちもやってみようですか、そういうことを教育委員会としては進めていかないといけないのかなと思います。

今お話があったように、やはり見えているものと見えていないもの。それは我々が学校に対してもあれば、学校が子どもたちに対してもそれはあると思います。それをどうそれぞれの学校、そして子どもたちに我々と学校がこううまく伝えていって、子どもたちのSOSをキャッチできるか、それは進めていきたいなと思っております。

石川委員 例えば、この「なんでも相談」という、つまり生徒が話したい先生を選ぶって、これは結構やっていると思うんですね。私もずっと先生方と一緒にやっていた時期がありますし、例えばこういうのもやってみて、どういう効果が見えてきたかとか、教員と生徒との信頼関係が増して、疎通性がよくなったとか、未然防止に繋がった。未然防止というか、いろんなことを早期に発見することに繋がったとか、少し経年的に成果を集めていたりすると、その学校下で共有した時に、なるほどそういうふうにするといいいんだということで、かなり動機付けも高まるかなと思うんですね。

例えば、最後の「学びの構造転換」というのは、これはいわゆる探究型学習とかそういうものなのか、それともいじめということに何かフォーカスしたものか。ちょっと私、この文面からだけで分からなかったんですけども、ただし先ほどの横長の資料を拝見した時に、4の枠でカテゴリーの時の中に⑫ですね。つまり、「4子供たち自身が、いじめについて考える考え行動できるようにする」というカテゴリーの中の⑫に「いじめに関する授業を年3回以上計画し、順次実施している」というのがあります。本当に各学校で年間3回以上こういったものをするって、結構ご苦労もあり、工夫もあり、大変だと思うんですね。発達段階によっても小学校1年生と6年生ではだいぶ違うでしょうし、ですから、是非なさっているのかもしれないんですが、こういった子どもたち自身の授業みたいなものをどうやっているかとか、あるいはこういうふう

やってみて、少し何年か続けてみたら、子どもたちから声が聞こえてきたとか、何か少し別に効果検証とかまでは言いませんが、何か少しそういう形で見えてくると、かなり区の中としても充実したり、またいい情報交換ができるのかなと思いますので、既になさっているのかもしれませんが、そんなふうにとちょっと感想を持ちました。

以上です。ありがとうございます。

菅原委員 多分、模範的な学校を選ばれているんだと推察いたします。これは要するに、考えてみれば、先生と児童・生徒の距離をどうやって縮めるかということ。それから、あとは問題解決型の授業をしていくためのノウハウなんだと思うんですけど、これがいじめの発見予防・未然防止にどれくらい繋がっているのかということも必要で、例えば、この二者面談は幾つかの学校で実施しているってことなので、ポピュラーな手法なんでしょうね。例えばですけど、ここでもっていじめの情報は実際は入ってきたりするようなことはあるのかなのか。あった時に、それって担任の先生に話すものなのか、それとも養護の先生に話すものなのか。別にそういう今後に活かせるような何か知見ってないんでしょうか。なんか担任の先生に話すんだったらとっくに話してそうですよね。だから例えば、違う先生、校長先生とかもあるかもしれない。どういう先生に、仮にあの子いじめられているかもしれないとか、自分が嫌な思いをしたとか、そういうのってというのはどういう先生に話したいんでしょうね。逆にそういうノウハウのほうが極めて重要だと思ったりしていて、もしそういうのが幾つか蓄積されてきたら、全ての学校でやればいいというふうに思っております。何か役立てて、それを発展させて、事業化していくとまでは言いませんけれども、定式化していけるようなものが拾い上げられれば、単にこの学校は素晴らしい場所ですねで終わらないでいいのかなと思って聞いていました。

統括指導主事（加藤） この「なんでも相談」一番上にある取組ですけれども、ある学校ではこの相談に向けて教員の研修を行うような、その話の聞き方、やはり本来子どもたちから話を聞く場にも関わらず、自分の話をしてしまう教員ですとか、やはり傾聴するため、その聞き方の部分を項目にして、事前に教員に配布している学校ですとか、そういったことをしている学校もやはり中にはあります。

教員もやはり様々な人間がいて、もっともっと傾聴の態度というのを

直していかなければならない中で、うまくうなずきが返せないですとか、やはりそういったところを教員も学べる。ただ教員が学ぶだけの場ではないので、そうして学んだものを子どもたちが話をして、それで大きいじめが分かったというのは、特にそうした情報を得ているわけではないのですが、そうやって繰り返しやっていくことで相談できる関係作りができていくというのは、確実なのではないかなとそのように考えておきます。

吉岡委員 単なる感想になってしまうんですけども、この【取組2】【取組3】の辺は、先ほどのアンケート調査でご説明いただいた⑭の「児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定するよう徹底している」というこの辺の取組に含まれるのかなと思うんですけども、これは非常に重要な部分だと思っていまして、これを知ったから直接いじめの防止に直結するとか、すごい発見ができるとか、そこの効果はないかもしれませんが、回り道に見えてもこの辺をしっかりと地道に取り組んでいただくことが大切なのかなというふうに思いました。

統括指導主事（加藤） ありがとうございます。

大竹会長 いろいろ議論があって、やはりこういった取組がどういうふうな効果があったのかというところを、積み上げて、見ていただいて、こういう効果がありますよという点を示していただいて、効果があるならば、各学校でもこんなことに取り組むよということになっていくだろうし、最初思ったのが、埼玉県でも自分の知り合いが学校をやっていて、ちょっとある先生に相談が集中してしまっていて、そこを調整しなければいけないというような状態もあつたりするとのことでした。その先生といえ、受容的でやさしい。その学校では5年生の子どものケースで来たんですけども、4年生の時の担任の先生がすごく良かったといつて、4年生のほうの担任の先生、元担任のところ相談がいき、しかし、その4年の担任は、別の方の学年の担任を持っていて、そこからも上がってくるので、複数の学年から受けてしまうということで、校長が調整をしなければいけなかったみたいなどころがあるので、そういう課題もある。その点、こういったことは本当にいい事ではあるけれども、しかしそのことと今教員の勤務時間もあるので、この時間をどのように使っていくのかということも、また一つ課題にもなっていくのかなというふうに思いました。

最後のところにこの「学びの構造転換」で、この課題のところにあるように、やはり先生が一方的な授業になってしまうというようなところの変化を、教員の意識が転換していかなければいけない。どこでもあるんだろうなと思います。

ここについて、ほかに委員の方で何かありますか。

よろしいですか

事務局からも大丈夫ですか。

ありがとうございました。

それでは、この件については終了させていただきます。

それでは会議の冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは会議を非公開とさせていただきます。

その前に事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

庶務課長 次回の日程でございますが、委員の皆様と調整をさせていただきますが、現段階においては7月頃に開催させていただければなと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

私の方からは以上でございます。

大竹会長 ありがとうございました。

それでは、これから非公開の会議に入ります。

それでは次第の4「個別事案」についてです。

【非公開】

大竹会長

本日は長時間にわたり、議論をありがとうございました。

これをもちまして、本日の質疑は終わりにしたいと思います。

本日も円滑な進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして令和4年第2回杉並区いじめ問題対策委員会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

お疲れさまでございました。